

平成30年度人権同和問題に関する事業主等研修会 「変わる社会と人権の今～企業の使命と課題について考える～」(一部要約)

平成30年7月4日、市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本市民会館）で（公財）人権教育啓発推進センター上級特別研究員の馬場周一郎さんを講師に迎え、研修会を開催しました。

CSRについて

CSRというのは、社会貢献活動や収益還元的な発想ではなく、企業活動全体を企業が社会の一員としてその責任を全うしていくということです。儲かったからそれを社会に還元するという話や二次的な活動ではなく、社会の存在証明、会社の存在証明として、企業の社会的な存在を求めるという言い方になるかと思います。適切なコーポレートガバナンス（企業統治）、そしてなによりもコンプライアンス（法令順守）、あるいはリスクマネジメント（危機管理）という問題というのは、もう重要なCSRの一因をなしているという時代に入っています。

CSRが登場する時代から明らかに企業自身が変わり始めました。この理由を3つ挙げますと、1番目は市民の企業を見る目が不祥事に対して厳しくなったことです。不祥事を起こした企業はマーケットから退場します。その損失は計り知れないほどあります。

2番目は従業員の意識の変化が大きいと思います。それは従業員がこうした不正は絶対に許せなくなってきたのです。いわゆる内部通告、内部告発という形で出てきています。

3番目は何よりも企業自身が社会的な責任、社会的な使命を自覚するようになったことです。地球温暖化の問題や不公正な取引が企業の命を縮めるということを、企業自身が理解してきました。このことが実は、この人権に対する意識も質的な変化を生んだのではないかという風に思います。



なぜ企業が人権を学ばなければいけないのか

なぜ企業が人権を学ばないといけないのかということですが、それは働き方、儲け方、生き方のリトマス紙として人権を学ばなくてはいけないということです。つまり、単なる儲けの余滴として企業の社会的貢献が問われるのではなく、企業が生き残るためににはこの人権が理念として貫徹されなくてはこれから生きてはいけないだろうということです。リトマス紙については、小学校で酸性かアルカリ性か判断する材料として理科の授業で学びました。実は人権というのはリトマス紙だというのが私の持論なんです。

1番目の働き方について、今の働き方はいいのか、今の働き方はいいのか、これを問うことによって、過労死等々も含めた制度を整える以前に、労使が胸に手を当てて考えるリトマス紙としての人権研修が必要ではないかということです。

2番目の儲け方について、儲けるだけではよい企業ではありません。利益を上げることはかつて絶対的な価値だったはずです。しかし今、「量よりも質」ということが言われる中で、果たして数字を上げるだけでそれが素晴らしい企業なのか、ということに対する根本的な疑問符が付けられている時代だと思います。したがって、今の働き方は人権の視点から正しいかということを問うのが、実は人権研修であります。そういう意味でのリトマス紙です。

3番目は生き方について、「私たちがあの人間は信用できないよね。」と言われるのは万死に値します。信用を失っては人が生きていけないと同じように、法人つまり会社も企業も信用を失っては生きていけません。企業のPRに向けて積極的に打って出るためのツールとして人権があるんだということです。「働く人を大切にしている会社」「障がいのある方や女性を大切にする会社」また、「高齢者のために働く場と条件を作る会社」こうした企業が、今どれだけの拍手を浴びているかということは、参加者の皆さんも御承知のとおりかと思います。



部落差別の解決に向けて

昭和30年代後半から40年代の同和地区の高校進学率は、同和地区以外と歴然たる格差がありました。しかし、今格差はなくなり、大学に進学したり、もう一つ上の学校に行ったり、あるいは海外の大学に進学したりします。そうした教育環境が整うにしたがって、可能性を求めて外に出ていくことができるようになり、かつての同和地区は空洞化していくわけです。

今度は流入があります。例えば都市開発が行われ、周辺で人口が増えます。新住民が入ってきます。つまり同和地区の住民の相対的な割合は減るということになるわけです。明らかに同和地区をめぐる流入、流出、環境が変わってきた、姿が変わってきたということです。このことが、同和問題は、今おそらく、解決へ向けての最後のステージに入りつつあるのではないかということを、私が皆さん方に申しあげる根拠であります。

講師プロフィール

1972(昭和47)年、西日本新聞社(本社・福岡市中央区天神)に新聞記者として入社。編集局社会部で同和問題の取材を担当、西日本新聞での「差別と人権キャンペーン」チームの一員として取材、執筆に加わり、1981(昭和56)年度の日本新聞協会賞を受賞した。編集局文化部長、地域報道センター部長、東京支社編集長などを経て、現在、フリーのジャーナリストとして人権問題の執筆・講演活動を続けている。

法務省人権擁護委員、(公財)福岡県人権啓発情報センター理事、福岡県人権施策懇話会委員も務めている。

まとめ

企業と人権を考える上で大切なのは、正しい道を堂々と歩むということだと思います。不祥事を起こしたら、もうそれで終わりです。不祥事を起こすということは、結局、数字だけなんです。数字さえよければ優れた経営者であるという称賛される時代は、バックミラーの遙か彼方に去りました。今から未来志向です。そのことが結果的には正しい道を正しく堂々と歩むことになります。そのことが、実は1000年企業につながっていきます。不祥事を1回起こせば、落城は簡単です。ですから、築城3年、落城3日、そうならないために、人権の視点を経営基盤のど真ん中に据える。そのことを最後にお伝えしたいと思います。

台風7号接近のため、7月3日に予定していた八代会場の研修会は中止しました。参加を予定されていた皆様には、ご迷惑をおかけしました。

コッコロ通信

もくじ

- 1P 研修レポート1 人権啓発ミニ講座
 2~3P 研修レポート2 人権同和問題事業主等研修会
 4P 障害者差別解消法・コッコロの達人・第70回人権週間など



人権啓発ミニ講座「ハンセン病の軌跡～今も残る差別と苦しみ～」

平成30年6月15日、県庁新館2階熊本県人権センターで熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員の小野友道さんを講師に迎え、講座を開催しました。

【概要】

1 ハンセン病における差別（人生被害）

優性保護法の被害については、多くの事例があり、ハンセン病患者の方も含まれていると思われる。遺伝する病気ではないが、断種や人工妊娠中絶が行われた。

2 ハンセン病とはどんな病気か

らい菌という増殖速度が遅い細菌によって起こる慢性疾患で、潜伏期間が長い。かつて治療法がなく不治の病とされ、皮膚の変形などにより家族からも離れ、寺社周辺で浮浪生活を強いられた患者さんたちがいた。

3 無らい県運動と熊本県

明治40年、政府は近代化を進めるため「癪予防二関スル件」を施行し、強制収容を始めた。全国で無らい県運動（強制収容）が行われ、これが差別の原点となった。まさに、家族、次世代、地域からの絆切られ病である。

昭和35年、WHOがハンセン病の隔離政策をやめるよう日本に勧告を出すが、平成8年まで続いた。

平成13年国家賠償請求熊本訴訟で原告が勝訴するも、平成15年には熊本県内のホテルで宿泊拒否事件がおきた。

4 ハンセン病の治療の歴史

プロミンという薬剤で治療に光明が見え始め、現在ではリファシピンを中心とした内服で早期に治療すれば、後遺症なく完治する。現在は高齢になったハンセン病回復者の加齢に伴う多くの病気の治療が、医師の偏見などなく滞りなく治療できる環境の整備が望まれる。

5 差別させない、風化させない方策

国立療養所菊池恵楓園の入所の話を聞いたり、園内の歴史的価値の高い施設を直接見学する現地研修に多くの方が参加している。文学・芸術へ昇華させたハンセン病回復者も多く、「ハンセン病文学」として評価が高い作品も多い。

6 ハンセン病患者の現在 高齢者の苦しみ

現在、菊池恵楓園の入所者は平均年齢83.4歳である。高齢化に伴い介護の問題も生じている。

直接差別しなくとも、傍観することも差別していることと同じと言えるのではないか。傍観による差別も含めて、差別の原因是正しい知識の不足と考えられるため、差別を無くすためには、教育が重要である。

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

●不当な差別的扱いの禁止とは

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

●合理的配慮の提供とは

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

12月4日から10日は「第70回人権週間」です

1948年12月10日、第3回国連総会において、世界人権宣言が採択されました。これを記念し、国連では12月10日を「人権デー」として定めました。

今年は世界人権宣言が採択されてから70周年の記念の年にあたり、世界中で様々な記念行事が行われます。

日本では12月4日から「人権デー」である12月10日までの1週間を「人権週間」として、各地で人権啓発活動が行われています。

熊本県でも、各種人権啓発事業を実施します。



平成30年度熊本県人権啓発ポスター

部落差別の解消の推進に関する法律

（平成28年12月施行）

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例（平成7年制定）

県では、部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査をしてはならないと条例で定めています。

コッコロの達人 桜田 章子



熊本県環境生活部県民生活局
 人権同和政策課
 （熊本県人権センター）

本情報誌へのご意見・ご感想をお寄せください

住所 〒862-8570
 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 （県庁行政棟新館2階）

開館時間 8:30~17:15

休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電話 096-333-2299

FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
 所属：人権同和政策課
 発行年度：平成30年度

再生紙を使用しています